

令和4年9月1日

2022年自民党看護問題小委員会

委員長 田村 憲久 様

全国保健師長会会長 松本 珠実

令和5年度の地域保健施策及び保健活動の推進に関する要望書

自治体保健師の公衆衛生看護活動の推進につきまして、日頃より格段のご高配を賜り厚くお礼を申し上げます。

我が国は少子高齢化社会の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、人と人とのつながりの希薄化やコミュニティの弱体化などがもたらされ、健康格差はさらなる拡大を見せています。

このような中で、保健所保健師は、2年8か月に及ぶ新型コロナウイルス感染症対策において、休日・夜間を問わず感染者に寄り添いながら、早期治療、療養支援、更なる感染拡大防止と感染者の人権擁護に奔走してまいりました。しかしながら、自殺者や虐待事例の増加、生活習慣の悪化、フレイル状態となる高齢者の増加への懸念など、社会情勢の変化による不調者も増え、健康危機管理への対応、心の健康づくりや自殺防止、難病等の支援、被災者支援など、感染症以外の本来の保健所機能の重要性も顕在化し、要員の拡充やスキルの向上も、待ったなしの状況となっております。

また、全国の市区町村の保健師についても、健康寿命の延伸、地域包括ケアシステムの構築、高齢者の保健事業と介護予防の一体的取組み、児童虐待防止など、コミュニティ活動が停滞する中で、新たな解決策を模索しながら様々な健康課題に対峙しています。

今後の保健医療福祉における課題解決のためには、誰ひとり取り残さないという使命のもと、家族ぐるみの支援やソーシャル・キャピタルの醸成、コミュニティエンパワメント、健康なまちづくりを推進する自治体保健師の役割は、さらに重要となっていくものと確信しています。

このたび全国保健師長会は、地域住民が健やかで生きがいを持ち、安心して生活できる、地域社会の創造を目指し、全国の自治体保健師の実践を通じた視点から、地域保健福祉政策のさらなる充実に向けて、次のとおり要望いたします。

記

- 1 自治体保健師の地域活動及び感染症対策を重視した人材確保と育成の支援
- 2 市町村における統括的な役割を担う保健師の育成と配置

【要望の背景及び具体的項目】

- 1 自治体保健師の地域活動及び感染症対策を重視した人材確保と育成の支援

自治体保健師は、地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき、地域包括ケアシステムの構築をはじめ、世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現を目指した様々な取り組みを進めている。

保健所については、地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部改正や保健所の運営に関する基本的事項として、感染症に関する機能強化や人材確保等が規定されている。令和3年度、4年度に感染症対応業務に従事する保健師の増員について地方財政措置が講じられたところであるが、保健師の配置や充足状況を把握するとともに、平常時からの感染症予防に関する取組を発信して配置の推進を図っていただきたい。また、公衆衛生看護の視点を持ち、迅速な判断と機転ある対応が求められる感染症対策のスキルは、一朝一夕には身につかないものであり、平常時対策も含めた長期的な視点での人材育成を考えていただきたい。

(1) 自治体保健師の地域活動に着目した人材確保と「地域共生社会」の実現を目指す人材育成がなされるよう支援していただきたい。

(2) 感染症対応を平常時からの対策強化を含め、継続的に実施できるよう、感染症の発生状況に応じた保健所保健師の人員配置の推進と長期的な人材育成を講じていただきたい。

(3) 地域住民により一層、質の高い保健指導を行うために、情報通信技術（ICT）等を活用できるよう、各自治体への必要な財政上の措置をお願いしたい。また、取組事例についての情報提供をいただきたい。

2 市町村における統括的な役割を担う保健師の育成と配置

統括保健師は、各所属自治体内において、保健師の保健活動の組織横断的な総合調整及び推進、技術的及び専門的側面からの指導及び調整、人材育成の推進を図る役割を担っている。

令和4年度の保健師活動領域調査の速報値（厚生労働省）によれば、統括保健師は、都道府県の全て、保健所設置市の86.2%、特別区の73.9%、市町村の62.0%に配置されている。特に市町村では、前年の56.3%からは増加しているものの依然として低い状況である。さらに、地域別に見ると近畿地方では85.5%、九州地方では58.8%と、地域間で配置割合に差が生じている。

一方、今般の新型コロナウイルス感染症対策でも統括保健師としての役割が発揮され、配置の必要性が再認識されており、市町村においても各種事業を効果・効率的に実施するために、統括保健師の配置が必要である。

(1) 統括的な役割を担う保健師（以下、「統括保健師」とする）やその補佐をする保健師を育成するためのキャリアラダーに基づいた研修を引き続き実施していただきたい。また、「保健師活動推進マニュアル（仮）」に基づき、総括保健師のコンピテンシーにつながる研修プログラムの開発及び研修の実施を行っていただきたい。

(2) 統括保健師の力量を形成するために必要な研修受講にかかる費用について、補助いただきたい。

(3) 保健師の保健活動や統括保健師の活動を推進していくためには、統括保健師の配置について自治体の理解と承認が不可欠であるため、自治体首長に向けて発信を行っていただきたい。

(4) 統括保健師の配置については、市町村の現状を踏まえた配置を促進していただきたい。